

○愛媛海区漁業調整委員会指示第 134 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

なお、同日に愛媛海区漁業調整委員会指示第 33 号は廃止する。

令和 6 年 3 月 29 日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 佐々木 護

宇和海（愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう。）においては、ふぐ浮き延なわ漁業を営んではならない。ただし、県又はその他の試験研究機関が、試験研究のためにする場合は、この限りでない。